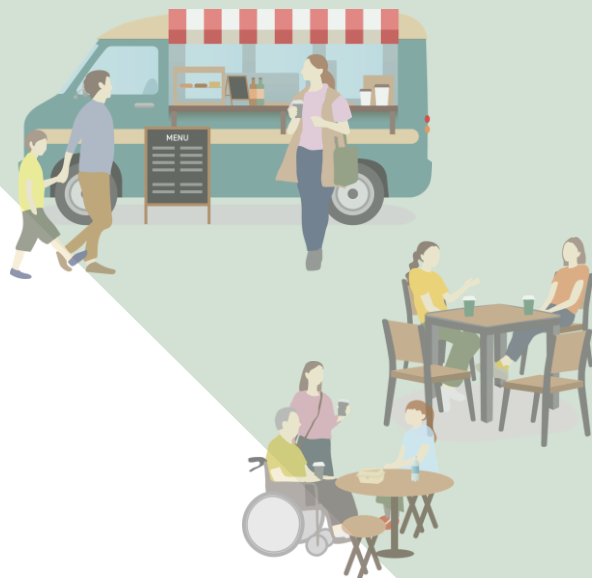




パブリックスペース 活用ガイドライン

Ver. 1

(公開空地等の抜粋版)



令和8年(2026年)7月
札幌市



1

パブリックスペース活用ガイドライン (公開空地等の抜粋版) とは？



「パブリックスペース活用ガイドライン（公開空地等の抜粋版）」とは、公開空地等や道路、公園などのパブリックスペースの活用方法を示した「パブリックスペース活用ガイドライン」のうち、特に公開空地等を活用したい方に向けて、「どのような活用ができるのか？」「活用のためにはどのような手順や手続きが必要なのか？」などを示したものです。



公開空地等の例（モユクサッポロ）

このガイドラインは、どんな人に向けて作られているの？



このガイドラインは、公開空地等を活用して新しいチャレンジをしたい人や、まちなかの居場所づくりに取り組みたい人に向けて作成しています！

このガイドラインでは、なにがわかるの？



- ・公開空地等の活用アイデア・ヒント
- ・公開空地等を活用するための留意点やルール
- ・公開空地等を活用するための手続き、問い合わせ先

などがわかります！

2

公開空地等を活用するには？



■ 公開空地等を活用するには？

公開空地等は、都市計画法等の制度によって整備された、原則、誰でも自由に使うことができる常時解放された場所です。ただし、活用内容が、憩いや賑わいを生み、まちの魅力や活力の向上につながる場合は、活用することができます。

公開空地等の活用のルールや手続き等については、「**札幌市公開空地等の活用に関する要綱**」（以下、要綱）に定めています。詳しい内容は、要綱をご確認ください。

【札幌市公開空地等の活用に関する要綱について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/publicspace/youkou/index.html>



■ 活用できる公開空地等

活用できる公開空地等は、都市計画法に基づく高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区及び地区計画、建築基準法に基づく総合設計制度により整備される空間が対象となります。

【都市計画法（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545
（札幌市HP）https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/04sonota_chiiki.html



【都市計画法（地区計画）について】

問い合わせ先：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 011-211-2545
（札幌市HP）<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html>



【建築基準法（総合設計制度）について】

問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部管理課 011-211-2859
（札幌市HP）<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kyokanintei/kyokanintei.html>



※「公開空地等がどの制度で整備されたかわからない」など、ご不明な点があれば
地域計画課（011-211-2545）までご連絡ください。

■ 対象外の公開空地等

主に歩行の用に供する「歩道状空地」や「専用通路」などは対象外となります。



歩道状空地



専用通路

■ 公開空地等では、以下のような使い方ができます！



フリーマーケット
(写真：アクティブガーデン)



お祭り会場
(写真：モユクサッポロ)



ミニライブ会場
(写真：ココノススキノ)



映画鑑賞の場
(写真：創成クロス)



■ 公開空地等の活用イメージ①



地下鉄駅近くの空地を活用して、みんなでヨガ体験！

#アクティブガーデン
#青空ヨガ
#ヨガ好きとつながりたい



みんなでスポーツ観戦！

#ココノスキノ
#パブリックビューイング



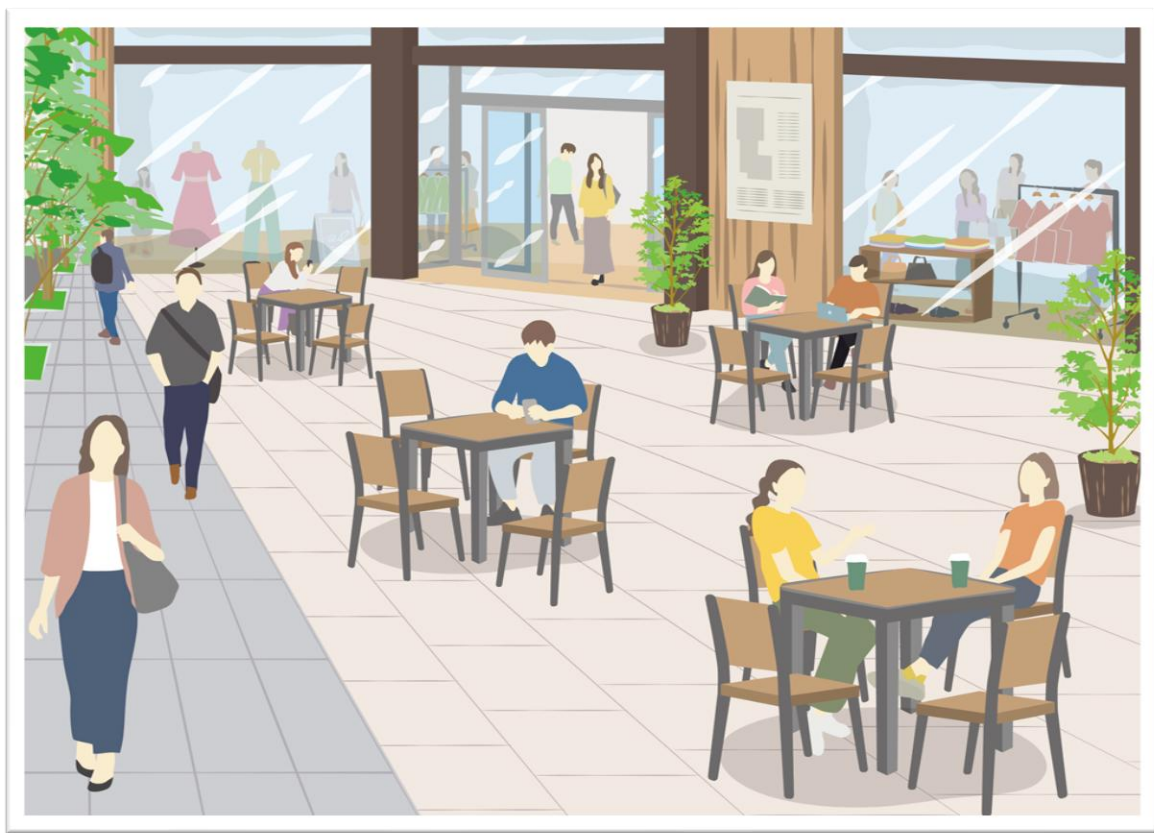
練習の成果をみんなに披露したい！

#モユクサッポロ
#ジャズ



■ 公開空地等の活用イメージ②

★イベントを開催していないときの活用イメージ



★イベントを開催しているときの活用イメージ



3

公開空地等の活用基準等



■ 公開空地等の活用基準

公開空地等は、以下の基準①～⑧に沿ってご活用ください。なお、要綱策定以前に整備された公開空地等についても、可能な限り基準を遵守するようにしましょう。

① 賑わい創出や滞留の促進に寄与するア～オのいずれかに該当すること。※

※市長承認の手続きにて、承認を受けた場合、緩和することができます。手続きについてはP10をご覧ください。

ア 飲食物販売と滞留空間の提供

- ・空地内で消費される飲食物の販売等（休憩・飲食スペースも付随して設置）
- ・特定の飲食店等の専用席を設けることは不可

活用の 具体例

- 地域の交流の促進や、賑わい・憩いの場を提供するために、誰でも利用できる休憩スペースを併設したキッチンカーや屋台の出店

下記のような活用も推奨します！

- 北海道産食材を活用し、POP等でその産地の魅力を発信・周知するもの
- 冬の魅力や新たな楽しみ方を発信するために、雪で作ったかまくらなど札幌ならではの楽しみ方を提供するもの
- 地域の交流や賑わいを創出するために、商店街のお祭りや、季節の催事（さっぽろ夏まつり等）に合わせて出店するもの



イ マルシェ形式の物品販売

- ・複数の出店者により、物品の販売等を行うもの

活用の 具体例

- 地産地消の促進のための産直市や地域マルシェ
- 市内の作家を支援するためのハンドメイドマルシェ
- 伝統文化の魅力を伝承するための工芸品等のマルシェ

- 特定の1社のアパレル、雑貨、食品などの物品販売は行えません



ウ 各種ワークショップ等

・ 出展者と消費者の交流を促す対面形式でのワークショップや体験イベント等

活用の 具体例

- 健康増進や健康意識向上のためのヨガやストレッチ体験会
- 不用品をアート作品にするアップサイクルワークショップ
- 子どもの創造性を育むための親子工作ワークショップ
- 伝統文化に触れることができる工芸品作りワークショップ
- 植物の寄せ植え体験などのワークショップ
- 地域参加型の清掃活動拠点

以下のような活用はできません

- 事前予約制にするなど、当日誰もが気軽に参加することができないもの
- 入場料を徴収するもの。また、物品等の販売、宣伝、広告、勧誘、契約行為を伴うもの
- 全面を仕切りで囲うなど閉鎖的な使い方をするもの

エ 文化・スポーツ等の上演・上映（無償）

・ 音楽コンサート、演劇、パブリックビューイング等

活用の 具体例

- スポーツ振興のためのスポーツ競技のパブリックビューイング
- 市や地域で行われる音楽イベント（カルチャーナイト、サッポロ・シティ・ジャズ等）に合わせて実施するコンサート

- 誰でも自由に滞留できるという公開空地等の機能を維持するため、有料のイベントは開催できません



オ 各種展示会（無償）

・ 文化・芸術の振興、環境等の啓発を目的とした展示、季節の催事に伴う装飾等

活用の 具体例

- 環境・健康・防災・安全等に関する意識の醸成や啓発のために行う展示
- 地域の子どもたちや学生、市民の作品の展示
- 七夕、クリスマス、冬のイルミネーションなど季節行事に合わせた装飾品の設置やフォトスポットの設置など

- 有料の展示会や、商品・サービスのプロモーションを目的とした展示会を行うことができません



その他、以下のような活用も可能です。

- 国又は地方公共団体等が主催または共催する物販、イベント、調査、防災訓練、献血活動、市民参加型ごみ拾いの実施拠点
- 法律で定められる募金、国又は地方公共団体が実施する募金

- ② 地域（周辺住民、町内会、商店街等）に、内容を周知し理解を得るよう努めること。
- ③ 以下のア～ウを遵守し、公開空地等の機能、景観、環境を著しく阻害しないもの。

ア 閉鎖的な使い方はしないこと。

イ 過度な色彩や、視線を完全に遮断するような工作物等を設置しないこと。

ウ 周辺環境を悪化させないこと。

- ④ 一般の通行者等が安全かつ円滑に利用・通行できるよう配慮すること。
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑥ 設置物は容易に撤去可能な構造とすること。
- ⑦ 年間の活用日数の合計が180日を超えないものであること。

また、同一の活用者による活用が60日を超えないものであること。＊

※市長承認の手続きにて、承認を受けた場合緩和することができます。手続きについてはP10をご覧ください。

- ⑧ 入場料を徴収するなどして入場者を制限するものでないこと。

■ 禁止事項

- 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- 公序良俗に反するもの、又は著しく公益を害するもの。
- 暴力団又は暴力団員、若しくはそれらの利益となる活動。
- 政治活動、宗教活動及び集団示威運動。
- 来場者、周辺の歩行者等へ危害が及ぶおそれがあるもの。
- 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの等。
- 勧誘、又は契約行為を行うもの。
- 宣伝や広告を主として行うもの。
- その他、市長が不適切であると認めるもの。

■ その他、心がけていただきたいこと

- 安全管理の徹底
 - ・ 空地内のみならず、周囲の歩行者や利用者への安全管理や配慮も徹底し、トラブルがないようにしましょう。
 - ・ 万が一の事故等に備え、イベント保険等の加入を検討しましょう。
- 周辺の交通への影響
 - ・ 路上駐車や路上駐輪など周辺の交通に影響が生じないようにしましょう。
 - ・ 近隣の駐車場利用や公共交通機関利用の呼びかけをおこないましょう。
- 活用後の原状回復
 - ・ 公開空地等は長期にわたって多くの方に利用される場所であることから、活用後は元通りに回復しましょう。

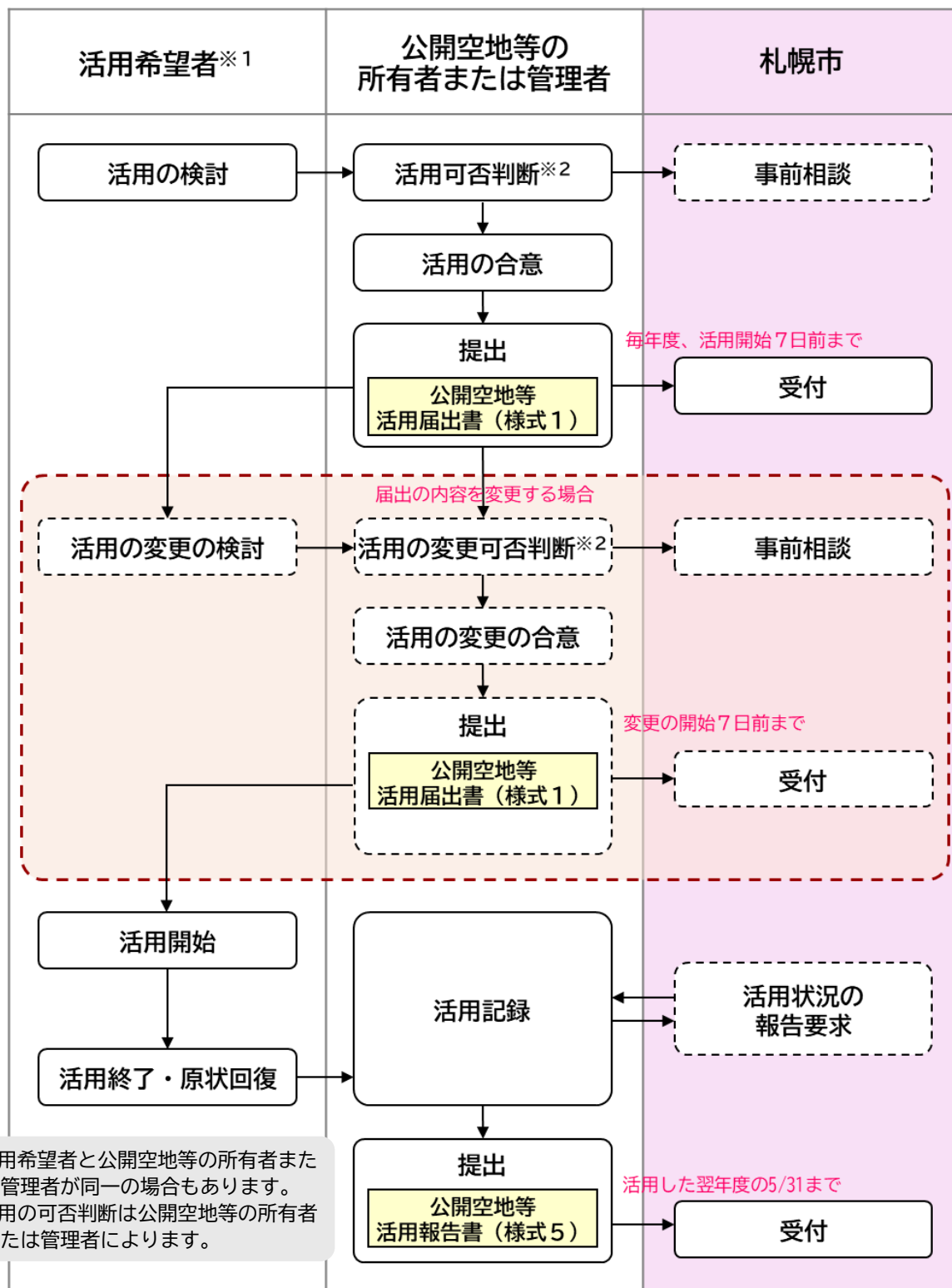
4

公開空地等の活用手続き



■ 手続きの流れ①（届出による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 6～8 参照）に合致した活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行う必要があります。

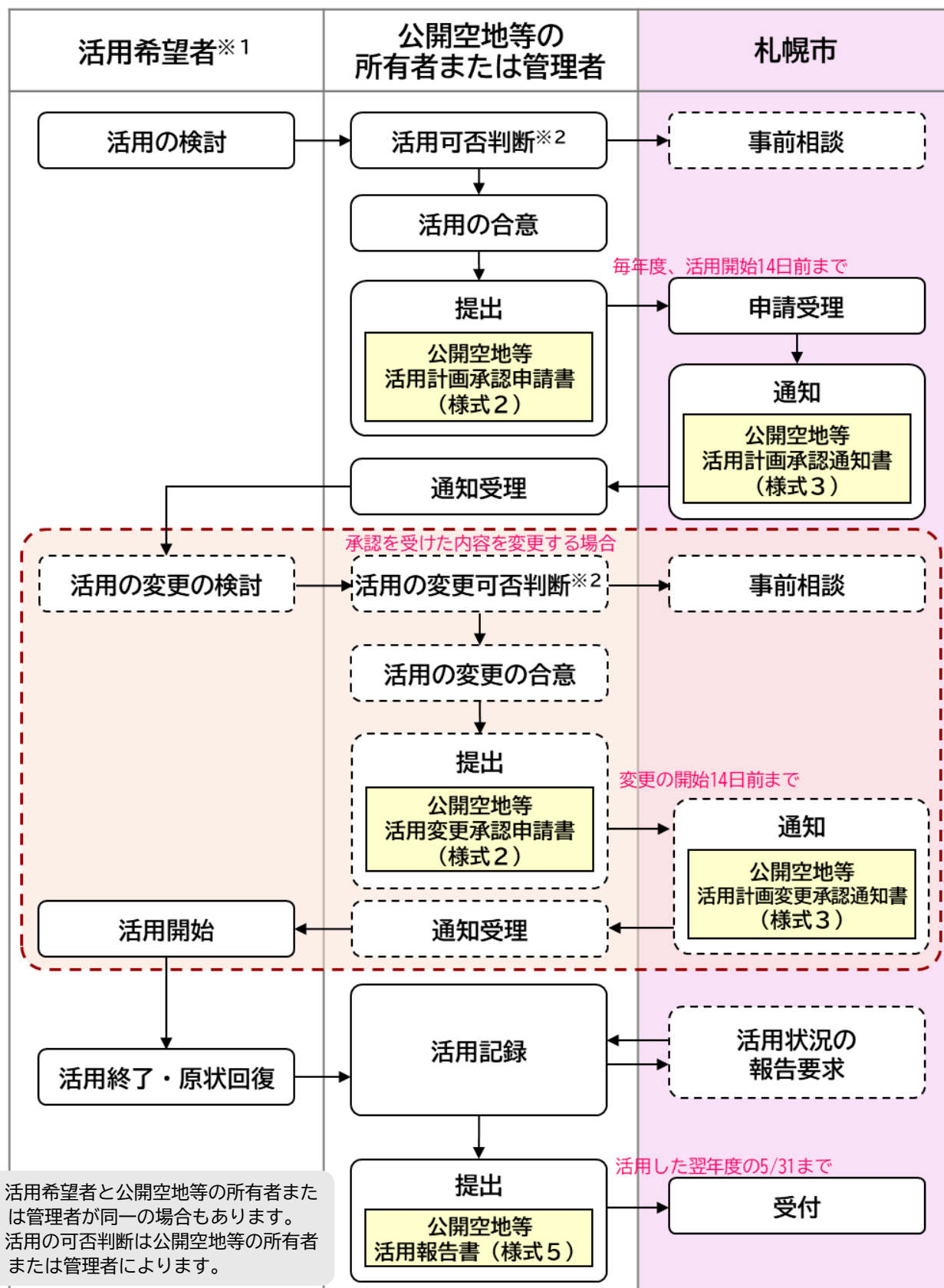


※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。

※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。

■ 手続きの流れ②（市長の承認による活用）

「札幌市公開空地等の活用に関する要綱」の第4条で定める活用基準（P 6～8参照）のうち、①と⑦の項目を緩和するために、第7条で定める施設ごとの独自のルールでの活用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行い、札幌市長からエリアマネジメント等の地域一体のまちづくりに資すると承認を受ける必要があります。



※1 活用希望者と公開空地等の所有者または管理者が同一の場合もあります。
 ※2 活用の可否判断は公開空地等の所有者または管理者によります。



パブリックスペース活用ガイドライン (公開空地等の抜粋版)

発 行 札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2545
FAX: 011-218-5113
E-Mail: chiikikeikaku@city.sapporo.jp

